

キャリアアップ助成金支給申請関係提出書類チェックリスト①－3

《正社員化コース(多様な正社員<勤務地・職務限定、短時間正社員>)》

事業所名 適用事業所番号 制度導入日 年 月 日

転換後の6か月分(通常の勤務をした日数が11日未満の月を除く)の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に、以下の書類及びこのチェックリストを神奈川労働局に提出して下さい。

1	<input type="checkbox"/> キャリアアップ計画書(様式第1号・様式第2号(変更届を提出している場合))の労働局確認済のものの写し(全ページ)
2	<input type="checkbox"/> 支払方法・受取人住所届(新規口座登録・変更の場合)
3	<input type="checkbox"/> 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
4	<input type="checkbox"/> キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号)
5	<input type="checkbox"/> 1-1 正社員化コース内訳(様式第7号(別添様式1-1))
6	<input type="checkbox"/> 1-2 正社員化コース対象労働者詳細(様式第7号(別添様式1-2))
7	<input type="checkbox"/> 多様な正社員の雇用区分を規定した労働協約又は就業規則の写し
8	<input type="checkbox"/> 当該転換制度または直接雇用制度を規定した書類の写し(※労働協約又は就業規則とは別に定められている場合)
9	<input type="checkbox"/> 対象労働者の転換前及び転換後にかかる労働条件通知書又は雇用契約書の写し
10	<input type="checkbox"/> 正規雇用労働者に適用される就業規則・賃金規程
11	<input type="checkbox"/> 転換日または直接雇用日に雇用されていた正規雇用労働者の労働条件通知書または雇用契約書の写し
12	<p>■対象労働者の賃金台帳と出勤簿、タイムカードの写し ※①又は②</p> <p><input type="checkbox"/> ①転換した場合 転換前6か月分と転換後6か月分(有期実習型訓練修了者は訓練開始日から転換後6ヶ月分)</p> <p><input type="checkbox"/> ②直接雇用した場合、直接雇用後6か月分</p>
13	<p>■中小規模事業主であることを確認できる書類(大規模事業主の場合は提出不要)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所確認表(様式第8号)</p>
14	<p>■派遣労働者の多様な正社員としての直接雇用の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 直接雇用前の労働者派遣契約書</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣先管理台帳</p>
15	<p>■勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度を新たに規定した場合</p> <p><input type="checkbox"/> ①当該雇用区分の規定前の労働協約または就業規則</p> <p><input type="checkbox"/> ②当該転換制度の規定前の労働協約または就業規則その他これに準ずるもの(上記15①と同じである場合を除く)</p>
16	<p>■対象労働者に母子(父子)家庭の母等(父)が含まれている場合 ※①～⑥のいずれかの書類の写し</p> <p><input type="checkbox"/> ①国民年金証書(遺族基礎年金)</p> <p><input type="checkbox"/> ②児童扶養手当の支給を受けていることを証明する書類</p> <p><input type="checkbox"/> ③貸付決定通知書(母子福祉資金貸付金を受けている者が所持する書類)</p> <p><input type="checkbox"/> ④特定者資格証明書(市町村長又は社会福祉事務所が発行する証明書)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤母子家庭の母等であることを証明する書類(市区町村長、社会福祉事務所長、民生委員等が証明する書類)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥児童扶養手当の支給を受けている父子家庭の父であることを証明する書類(市区町村長、社会福祉事務所長が証明する書類)</p>
17	<p>■若者雇用促進法に基づく認定事業主における35歳未満の者を転換または直接雇用した場合</p> <p><input type="checkbox"/> 若者雇用促進法に基づく認定事業主に係る基準適合事業主認定通知書及び基準適合事業主認定申請書の写し</p>
18	<p>■生産性要件に係る支給申請の場合の添付書類</p> <p><input type="checkbox"/> ①生産性要件算定シート(様式第2号)</p> <p><input type="checkbox"/> ②①の算定の根拠となる証拠書類(損益計算書、総勘定元帳、確定申告書Bの青色申告決算書や収支内訳書など)の写し</p>

※ 申請書類は、このチェックリストも添付のうえ、提出してください。

※ 審査の過程で必要がある場合は、記載されているもの以外の資料を提出していただくことがありますので予めご承知ください。

※ 申請書類が正しく受理された場合であっても、当該支給を約束するものではないことをご承知ください。 神奈川労働局(平成29年4月)